

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		成果及び課題	令和5年度		予算(千円)
				取組予定	取組実績		取組予定	取組実績(5月末時点)	
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	ア 被害初期における迅速な相談支援	(ア) 被害初期における迅速な相談支援	警察	・被害者のニーズに応じた適切な対応の推進 ・高知県、こうち被害者支援センターとの連携	・県警ホームページ、ラジオ、広報紙等を活用した相談窓口の広報活動実施 ・情報提供5件 (こうち被害者支援センター)	(成果) ・広報活動による相談窓口の周知に努めた。 ・各々のニーズに応じた対応により被害者の負担軽減に努めた。	・各種相談窓口の周知 ・被害者のニーズに応じた適切な対応 ・関係機関・団体との連携強化	・県警ホームページを活用した相談窓口の広報実施 ・情報提供2件 (こうち被害者支援センター)	182
			県民生活課	・県、県警察、こうち被害者支援センターを中心に、犯罪被害者等支援に係る関係機関との調整を行う	・相談実績 1件 【法律相談の広報・周知】 ・コンビニ等へチラシ配布 (2,250部) リーフレット配布 (970部) ・市町村へチラシ配布 (2,220部) ・ラジオ広報2回 (8/4、8/6)	(課題) ・無料法律相談についての継続的な広報・周知	・県、県警察、こうち被害者支援センターを中心に、犯罪被害者等支援に係る関係機関との調整を行う	・相談実績 0件 【法律相談の広報・周知】 ・コンビニ等へチラシ配布 (1,440部) ・県立学校人権教育主任会議でリーフレット配布 (140部)	
	イ 犯罪被害者等支援に特化した相談支援	(ア) 犯罪被害者等支援相談窓口及び総合的対応窓口	県民生活課	・専任の相談員が、犯罪被害に関する相談を受け、内容に応じ、必要な情報の提供や支援関係機関へのつなぐ等、被害者をサポート ◎電話による相談 ◎面談による相談(要予約) ◎相談員のスキルアップのための研修 ・指針に基づき、創設した支援施策等への問い合わせ対応 ・市町村総合的対応窓口の県HPへの掲載【広報・周知】 ・Twitterで発信 ・コンビニ、市町村へチラシ等配布 ・ラジオ広報 ・県HP等	相談実績：20件(実人数13名) ・電話相談 16件 ・面接相談 4件 ・その他 0件 【相談窓口の広報・周知】 ・Twitter 8回 ・コンビニ等へチラシ配布 2,250部 リーフレット配布 970部 ・市町村へチラシ配布 2,220部 ・ラジオ広報 8回 (5/4、5/6、6/6、6/8、6/15、6/17、1/19、1/21) ・新聞広報1回 ・TV広報1回 ・高知県商工会会報11月号 3,500部 ・相談員のスキルアップのため、内閣府主催の「性暴力・配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」受講(全17講義)	(課題) ・犯罪被害者等支援相談窓口についての継続的な広報・周知	・専任の相談員が、犯罪被害に関する相談を受け、内容に応じ、必要な情報の提供や支援関係機関へのつなぐ等、被害者をサポート ◎電話による相談 ◎面談による相談(要予約) ◎相談員のスキルアップのための研修 ・指針に基づき、創設した支援施策等への問い合わせ対応 ・市町村総合的対応窓口の県HPへの掲載【広報・周知】 ・Twitter ・県HP ・チラシ配布(コンビニ、スーパー、市町村等) ・ラジオ広報 ・スマートフォンのバナー広告等	相談実績：2件(実人数2名) ・電話相談 2件 ・面接相談 0件 ・その他 0件 【相談窓口の広報・周知】 ・コンビニ等へチラシ配布 1,440部 ・新聞広報1回 ・スマートフォンのバナー広告(5/7~5/16) ・Twitter2回	3,012
		(イ) 民間支援団体における相談対応等	警察	・こうち被害者支援センターへの業務委託の実施 ・「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」の適切な運用	・業務委託先であるこうち被害者支援センターにおける相談対応の実施 (電話相談332件、面接相談70件、メール等その他相談41件) ・情報提供5件	(成果) ・業務委託先において情報提供事案を含めて前年度とほぼ同数(ー3件)の相談を受理。	・業務委託先との連携強化 ・「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」の適切な運用	・業務委託先(こうち被害者支援センター)における相談対応(電話相談78件、面接相談14件、メール等その他相談12件)	2,877
	(ウ) 日本司法支援センター(法テラス)等との連携と情報提供	警察	・日本司法支援センターによる支援制度の周知 ・各種会合を通じた意見交換の実施	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/28、9/27、1/24) ・高知県被害者支援連絡協力会定例会開催(11/22)	(成果) ・関係機関が出席する会合で、各機関の取扱状況等の意見交換を行った。	・法テラスによる法的支援の周知 ・関係機関・団体との連携強化	・関係機関の窓口等周知	0	
		県民生活課	・法テラスが実施する法的支援の周知 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介	・「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」のリーフレットに、法テラスの制度及び相談窓口について記載し、関係機関等に配付(市町村担当課長会)960部 ・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/28、9/27、1/24)	(成果) ・支援機関へ法テラスの制度及び相談窓口の周知ができた。 ・法テラスを含む関係機関の取組状況等の把握ができ、情報共有ができた。	・法テラスが実施する法的支援の周知 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介	取組実績なし		

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
		(エ) 警察における相談体制の充実	警察	・関係機関と連携した適切な対応の推進	・性犯罪被害相談電話(＃8103) 12件 ・犯罪被害者ホットライン 30件 ・レディースダイヤル110番 109件	(成果) ・県警ホームページ、ラジオ、広報紙等による各種相談窓口の広報により、県民への周知を図るとともに、相談内容に応じて関係部署が連携して対応した。	・相談窓口の周知 ・関係部署が連携した適切な相談対応 ・相談対応能力の向上	・相談電話「レディースダイヤル110番」を「性犯罪・DV・ストーカー等相談電話」に改称し、性別を問わず、相談者の要望に応じる相談窓口の運用を開始した。	
		(オ) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察	・高知県被害者支援連絡協会等の構成機関との連携強化 ・各種支援制度についての適切な情報提供	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/28、9/27、1/24) ・高知県被害者支援連絡協会定例会開催(11/22) ・各警察署単位の被害者支援連絡協会の開催(7警察署)	(成果) ・警察の支援活動について周知を図るとともに、関係機関における支援活動の実情を把握した。	・高知県被害者支援連絡協会等の構成機関・団体との連携強化及び情報共有の実施	・協会会員への資料配付による情報共有	
		(カ) 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の充実	警察	・適正かつ積極的な情報提供制度の運用	・情報提供5件 (こうち被害者支援センター)	(成果) ・被害者支援要員等による説明を実施して被害者のニーズを把握した上で、適切に情報提供した。	・被害者のニーズに応じた適切な対応 ・情報提供制度の適正な運用	・情報提供2件 (こうち被害者支援センター)	
(1) 相談窓口の設置、情報の	イ 犯罪被害者等支援に特化した相談支援	(キ) 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察	・職員への教養等による「被害者の手引」の確実な交付と制度の誤教示等の防止	・対象事件の被害者に「被害者の手引」を配布した。 ・各種専科教養、研修会等において対象事件の被害者への「被害者の手引」の確実な配布を教養した。	(成果) ・「被害者の手引」を確実に交付して刑事手続き等に関する情報提供に努めた。	・「被害者の手引」の確実な交付 ・「被害者の手引」の適切な更新、多言語化	・対象事件の被害者に「被害者の手引」を交付している。	
		(ク) 海外における高知県に關係する邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	警察	・関係機関・団体と連携した適切な支援活動の実施	・対象事案の認知なし	・対象事案の認知なし	・対象事案認知時における関係機関・団体と連携した情報収集及び適切な支援活動の実施	・対象事案の認知なし	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
の提供等(第10条)	ウ 性犯罪被害に関する相談支援	(ア) 民間支援団体における相談対応等	県民生活課	H30～「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3～「こうち被害者支援センター」に運営業務を委託。 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・医療費及び法律相談等の費用助成 ・カウンセリングの充実	【相談実績等】 ・電話相談 279件 ・面接相談 67件 ・その他 37件 ・直接的支援 290件 ・カウンセリング 10件 ・医療費助成 5件	(成果) ・電話、面接相談、直接的支援等各手段で被害者等の支援ができた。 ・R4～新たに追加した性感染症検査費用(C型肝炎)の助成実績あり。 ・1人あたりの無料カウンセリング回数を増加し、支援の充実につながった。	「性暴力被害者サポートセンターこうち」の運営業務を「こうち被害者支援センター」にR3～委託。 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・医療費、法律相談費用の拡充 ・カウンセリングの充実(対象を被害者家族まで拡大)	【相談実績等】 ・電話相談 69件 ・面接相談 11件 ・その他 12件 ・直接的支援 60件 ・カウンセリング 1件 ・医療費助成 0件	7,286
		(イ) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察	・各種会合、学校での講演会等における相談窓口の周知 ・ホームページへの掲載やツイッターの活用等のインターネットを活用した継続的な広報活動の実施	・県警ホームページへの相談窓口等の掲載 ・ラジオ広報による相談窓口の紹介(10月) ・被害者支援に係る教室や講義のほか、各種広報活動において、カードやリーフレットを活用した広報実施	(成果) ・県警ホームページ、SNS、ラジオ等、各種広報活動により被害者による各種情報入手の利便性の向上を図った	・県警ホームページやSNS等を活用した各種情報の提供及び相談窓口の広報 ・各種会合、学校での講演会等における相談窓口の周知	・県警ホームページへの相談窓口等の掲載	
エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援		(ア) a 人権啓発センターにおける相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応	・相談対応実績 53件(うち犯罪被害者等相談件数なし)	(成果) ・犯罪被害者等に関する相談実績はなしだが、相談があった際には、迅速に専門機関に繋げる対応を実施 (課題) ・継続的な相談窓口の周知と啓発活動が必要	・相談窓口での対応	・相談対応実績 18件(うち犯罪被害者等相談件数なし)	71,189
		(イ) a 女性相談支援センターにおける相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応 ・関係機関連絡会議等での情報共有 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報 ・民間シェルターへの活動助成	・相談対応実績 相談件数: 1,121件(来所: 224件、電話: 876件、出張相談等その他: 21件) うちDV相談件数: 347件 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間(11/12～25)」の期間中等に啓発活動を実施(高知城のパープルライトアップ、公共交通機関へのポスター掲示、ラジオ対談等の広報を展開) ・相談窓口周知カードの作成・配布(43,500枚、配布先: 市町村、警察等の関係機関、民間支援団体、病院、金融機関、量販店等) ・民間シェルターへの活動費助成 1件1,000千円	(成果) ・前年度の相談件数は1,020件(うちDV相談件数290件)で、相談件数全体では約1割増、DV相談件数は約2割増 ・運動週間を中心とする多様な広報により、県民にDVに関する啓発・相談窓口を周知 ・新たに県医師会・各郡医師会、県と包括協定を締結した金融機関の協力を得て、カード等啓発資料の設置箇所を拡充(606事業所) (課題) ・DV相談件数が前年度から増加していることから、引き続き、DVに関する啓発や相談窓口の周知が必要	・相談窓口での対応 ・関係機関連絡会議等での情報共有 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報 ・民間シェルターへの活動助成	・相談対応実績 相談件数: 164件(来所: 45件、電話: 114件、出張相談等その他: 5件) うちDV相談件数: 49件 ・民間シェルターへの活動費助成 1件1,000千円交付決定	16,049
		(イ) b こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応 ・相談員のスキルアップ研修の実施	・相談対応実績 DV相談件数: 64件 ストーカー行為相談件数: 6件 その他の暴力相談件数: 40件 ・相談員スキルアップ研修の実施 3回 参加者累計54人	(成果) ・DV相談件数は対前年度比で、116%増となったが、コロナ禍前の約60%程度 (課題) ・継続的な相談窓口の周知と啓発活動が必要	・相談窓口での対応 ・相談員のスキルアップ研修の実施	・相談対応実績 DV相談件数: 9件 ストーカー行為相談件数: 0件 その他の暴力相談件数: 7件	76,820
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ウ) a 児童相談所における相談対応等	子ども家庭課	・児童相談所職員の専門性強化のための研修等の実施 ・市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施 ・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。	・児童相談所機能強化アドバイザーによる研修等の実施 延べ43回(4/22, 5/20, 5/24-26, 6/14-15, 7/7-8, 7/12-14, 7/22, 8/23-25, 8/24, 9/9, 9/13-15, 9/29-30, 10/18-20, 11/15-17, 12/2, 12/13-15, 12/27, 1/17-19, 2/14-16, 3/2) ・市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施 (11回・延べ15回) 6/1, 6/24, 7/8, 7/15, 8/19, 8/26, 10/14, 10/28, 11/1, 11/25, 12/9, 12/14, 1/27 ・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施(2,888件)	(課題) ・市町村と連携した相談支援体制の強化。 (成果) ・学校等からの相談について随時相談援助を実施している。 ・市町村の対応力向上やケースの進捗管理の具体的な助言の機会となっている。	・児童相談所職員の専門性強化のための研修等の実施 ・市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施 ・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。	・児童相談所機能強化アドバイザーによる研修等の実施 延べ3日(5/15-17) ・市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施 5/14 ・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施	11,201

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
第10条)		(ウ) bひとり親家庭支援センターにおける相談対応等	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 法律相談の実施 センター公式LINEにてDV相談窓口を表示する等、SNS等のツールを活用した情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数(来所・電話・LINE等)1,713件(うちDV被害者 6件) 弁護士等による法律相談 105件 LINEによる各種相談窓口(DV被害者等)の案内をR4.4月から開始 	<ul style="list-style-type: none"> (成果) DV被害者の方が弁護士相談やひとり親家庭の方等が、司法書士相談を利用がされた。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 法律相談の実施 センター公式LINEによる情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 相談件数(来所・電話・LINE等)251件(うちDV被害者 6件) 弁護士等による法律相談 19件 LINEによる各種相談窓口(DV被害者等)の案内 	8,650

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
		(ウ) c心の教育センターにおける相談対応等	心の教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布 来所相談、出張教育相談、電話相談、SNS等を活用した相談 心の教育センター土曜開所(月2回)、日曜開所(月4回) 東部・西部相談室の開設 教育相談関係機関連絡協議会等での情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布 電話相談カード:73,000枚 電話相談カード(弱視用):55枚 相談チラシ:76,000枚 来所相談、出張教育相談 受理件数:183件 延べ件数:680件 電話相談:350件 メール相談:22件 こうち高校生LINE相談 第1期 5/16~7/10 相談受付件数73件 第2期 8/17~10/14 相談受付件数16件 土曜日、日曜日開所:33日開所 延べ件数:126件 東部、西部相談室開室:28日開室 延べ件数:16件 教育相談関係機関連絡協議会(7/14、6機関参加) 	<ul style="list-style-type: none"> (成果) 緊急性が高いと思われる相談について、関係課や関係機関と迅速に連携し、早期に対応することができた。 (課題) 支援を必要とする方への周知方法の模索 多様な相談ニーズに対応するための相談員の資質向上 教育相談関係機関との連携充実 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布 来所相談、出張教育相談、電話相談、SNS等を活用した相談(メール、LINE) 心の教育センター土曜開所(月2回)、日曜開所(月4回) 東部・西部相談室の開設(各35日/年) 教育相談関係機関連絡協議会等での情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布 電話相談カード:72,060枚 相談チラシ:75,000枚 来所相談、出張教育相談 受理件数:66件 延べ件数:175件 電話相談:135件 メール相談:15件 こうち高校生LINE相談:62件 土曜日、日曜日開所:10日開所 延べ件数:32件 東部、西部相談室開室:10日開室 延べ件数:2件 	79,556
		(ウ) d スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全公立学校への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全公立学校への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当:全県立学校担当者)(4月) SC及びSSWを対象とする研修:各1~4回 初任者研修:21名(4、6、8月) SC等研修講座:75名(6、7月) SSW研修講座:28名(7月) 相談支援体制の充実に向けた連絡協議会:186名(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> (成果) 全ての公立学校において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置または支援体制を整えることができた。 (課題) 勤務経験の浅いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全公立学校への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーの全公立学校への配置 スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置 事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当:全県立学校担当者)(4月) SCを対象とする研修 新規採用研修:(4、5月) 	486,973
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ウ) e 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備	警察	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載 「非行防止教室」、「命の大切さを学ぶ教室」等の機会に相談窓口を掲載したチラシ、カード等を配布しての相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 県警ホームページへの相談窓口等の掲載 「非行防止教室」、「命の大切さを学ぶ教室」等の機会に相談窓口を掲載したチラシ、カード等を配布しての相談窓口の周知 	<ul style="list-style-type: none"> (成果) 少年サポートセンターや相談電話による少年相談を受理し、相談内容に応じて関係機関と連携した対応を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 県警ホームページやSNS等を活用した相談窓口の広報 各種会合における広報活動の実施 相談対応能力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 県警ホームページへの相談窓口等の掲載 	
		(エ) a 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察	<ul style="list-style-type: none"> 既存の外国語版の「被害者の手引」の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は未実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「被害者の手引」の更新及び多言語化 	<ul style="list-style-type: none"> 外国語版(英語、中国語、韓国語)の「被害者の手引」の内容更新及びベトナム語版の新規作成 	
		(エ) b 高知県外国人生活相談センターにおける相談対応等	雇用労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士等と連携した法律相談週間の拡充(年7日→年12日) 出入国在留管理局等と連携した出張相談会の開催 四万十市(7月) 南国市(11月) 土佐市(3月) オンライン相談対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 相談実績 638件(全体) 外国人からの相談 423件 事業者等からの相談 215件 ※犯罪被害者に関する相談事例 9件(上半期8件、下半期1件) 法律相談週間の実施 9/10、9/12~17、2/27~3/4(計13日間) 相談件数:16件 出張相談会の開催 四万十市(8/5) 相談件数10件 南国市(11/13) 相談件数15件 土佐市(2/18) 相談件数11件 ※犯罪被害者に関する相談事例は0件 市町村役場とつないだオンライン相談体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> (成果) 相談者に対し、必要な情報の提供や支援を提供している関係機関の紹介など、適切な相談対応ができた。 (課題) 引き続き法律相談週間や出張相談会を実施していく必要がある。 オンライン相談について、広報が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士等と連携した法律相談週間の開催(年2回、計12日) 出入国在留管理局等と連携した出張相談会の開催 四万十市(7月) 南国市(11月) 土佐市(3月) イベント等へ出展し、ココフォーレに関する広報を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 相談実績 141件(全体) 外国人からの相談 79件 事業者等からの相談 62件 ※犯罪被害者に関する相談事例 1件 	19,750
	(オ) a 医療安全支援センターにおける相談対応等	医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> 県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知 患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 県HP、日本一の健康長寿県構想PR用パンフレット等に医療安全支援センターの相談窓口の情報を掲載 患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知できた。 患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供する体制がとれている。 	<ul style="list-style-type: none"> 県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知 患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 県HP、日本一の健康長寿県構想PR用パンフレット等に医療安全支援センターの相談窓口の情報を掲載 患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供 	6,372 (医療安全支援センター運営事業費)	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
		(オ) b 障害福祉制度についての周知	障害福祉課 障害保健支援課	<ul style="list-style-type: none"> 「障害福祉のしおり」の作成、配布 ホームページによる制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスや各種減免制度、相談窓口をまとめた冊子「障害福祉のしおり」(8月発行)を作成し、関係機関等へ配布 印刷部数: 7,700冊 配布先: 障害福祉サービス事業者 市町村、民生委員等 ホームページに「障害福祉のしおり」や関係情報を掲載 	(成果) <ul style="list-style-type: none"> 市町村の窓口において、障害者手帳の交付時等に利用できるサービスや制度を説明できるよう冊子を作成・配布し、利用できる制度やサービスの周知及び選択の支援を行った。 事業者や民生委員などの関係機関等への冊子配布やホームページへの掲載により、広く制度やサービスを周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「障害福祉のしおり」の作成、配布 ホームページによる制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスや各種減免制度、相談窓口をまとめた冊子「障害福祉のしおり」(8月発行)を作成中 	1,013
	オ 各種犯罪被害に関する相談支援	(ア) 交通事故相談所における相談対応等	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談及び面談相談での対応 	相談件数 316件 ・電話 276件、面接 40件	<ul style="list-style-type: none"> 損害賠償額、示談の方法、過失割合、保険請求等様々な問題の解決に向けた助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談及び面談相談での対応 	相談件数 37件 ・電話 30件、面接 7件	5,193
		(イ) 消費生活センターにおける相談対応等	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 電話や窓口での相談対応 相談員の専門研修 相談窓口の周知のための広報 	相談件数 ・消費生活センター 2,269件	<ul style="list-style-type: none"> 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ等相談を受け付け、斡旋処理、助言等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話や窓口での相談対応 相談員の専門研修 相談窓口の周知のための広報 SNSでの広報啓発 	相談件数 384件 SNS発信回数: Facebook 14回 Instagram 14回	34,473

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(2) 経済的負担の軽減(第11条)	ア 犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供等	(ア) 医療保険の円滑な利用の周知	国民健康保険課	・引き続き、制度周知の広報物や市町村向け研修、各保険者との事務打合せ等の機会を捉え、周知を図る。	・制度周知の広報物に掲載(年1回) ・研修の機会を捉え、保険給付や第三者求償制度の説明において周知 初任者研修(5月) (国保1回、後期高齢者1回)	・研修会や広報物への掲載等により制度を周知できた。	・引き続き、制度周知の広報物や市町村向け研修、各保険者との事務打合せ等の機会を捉え、周知を図る。	・制度周知の広報物に掲載(年1回) ・研修の機会を捉え、保険給付や第三者求償制度の説明において周知 初任者研修(5月) (国保1回、後期高齢者1回)	
		(イ) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察	・専科教養等を通じた職員への制度等の周知徹底 ・各種広報媒体等を活用した制度の情報提供の充実	・犯罪被害者支援専科(6/27~7/1)を通じた職員への制度の周知 ・ラジオ、電光掲示板、ミニ広報紙、自治体広報紙、各種イベントを活用し、各種支援制度に関する広報を実施	(成果) ・県警ホームページへの情報掲載、専科教養等において職員への制度周知を図り、対象事案発生時における被害者への適切な教示に努めた。	・県警ホームページでの情報提供 ・各種広報媒体等を活用した広報活動の推進 ・職員への制度の周知	・県警ホームページへの損害賠償請求等に関する情報の掲載	
		(ウ) 暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察	・関係機関との連携強化による支援の充実	・保護対策の徹底と再被害の防止 ・訴訟支援に向けた関係機関との協議、検討の実施	(成果) ・事案ごとに必要な支援が行われるように、関係機関と連携して支援体制を確立している。	・関係機関との連携による保護対策及び訴訟支援の実施	・未実施	
		(エ) 日本司法支援センター(法テラス)等との連携と情報提供(再掲)	警察	・日本司法支援センターによる支援制度の周知 ・各種会合を通じた意見交換の実施 (再掲)	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/28、9/27、1/24) ・県被害者支援連絡協力会定例会開催(11/22) (再掲)	(成果) ・関係機関が出席する会合で、各機関の取扱状況等の意見交換が行った。 (再掲)	・法テラスによる法的支援の周知 ・関係機関・団体との連携強化 (再掲)	・関係機関の窓口等周知 (再掲)	
			県民生活課	・法テラスが実施する法的支援の周知 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介 (再掲)	・「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」のリーフレットに、法テラスの制度及び相談窓口について記載し、関係機関等に配付(市町村担当課長会)960部 ・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換2回(6/28、9/27、1/24) (再掲)	(成果) ・支援機関へ法テラスの制度及び相談窓口の周知ができた。 ・法テラスを含む関係機関の取組状況等の把握ができ、情報共有ができた。 (再掲)	・法テラスが実施する法的支援の周知 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介 (再掲)	取組実績なし (再掲)	
	(オ) 障害者に対する福祉制度・サービス等の周知 ・身体障害者等に対する自動車税の減免措置	税務課	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免についての周知を行う。	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免の周知を行った。	周知の結果、対象となる方については、申請のうえ減免適用になっているものと考えてる。	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免についての周知を行う。	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免の周知を行った。		
		障害福祉課	・自動車税の減免制度の周知	・減免制度について「障害福祉のしおり」(8月発行)に掲載し、市町村窓口での対象者への配布や、ホームページ更新により、制度の周知を図った。	(成果) ・対象者や関係機関等への制度周知を図った。	・自動車税や各種減免制度の周知	・減免制度について「障害福祉のしおり」(8月発行)に掲載し、市町村窓口での対象者への配布や、ホームページ更新により、制度の周知を図る予定	1,013	
	イ 犯罪被害給付制度の運用	(ア) 犯罪被害給付制度の運用	警察	・事案の内容に則した迅速かつ適正な裁定の実施 ・部内職員に対する教養の徹底	・裁定1件 ・申請0件 ・各種専科、任用科教養における職員への教養の実施	(成果) ・適正に裁定事務を行った。	・事案内容に即した適正な裁定事務の実施	・裁定0件 ・申請0件	
(2) 経済的負担の軽減(第11条)	ウ 公費負担制度の活用	(ア) 性犯罪被害者の医療費公費負担制度	県民生活課	H30~「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3「こうち被害者支援センター」に運営業務を委託 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・医療費の助成 ・性感染症検査項目にC型肝炎の感染症検査を追加	・医療費助成実績 5件 (うちC型肝炎1件)	(成果) ・やむを得ない理由により警察に届出することができなかった被害者に対して医療費の支援ができた。 ・今年度より追加した性感染症検査項目(C型肝炎)によって医療費の支援ができた。	H30~「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3「こうち被害者支援センター」に運営業務を委託 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・医療費の助成項目の拡充	・医療費助成実績 0件	640
			警察	・専科教養や研修会における職員への制度の周知徹底 ・より利用しやすい制度への改正	・性犯罪被害者への医療費公費負担9件 ・各種専科、任用科教養における職員への教養の実施 ・制度改正(R5.2.1から運用)	(成果) ・支出対象犯罪を拡充するとともに、制度の適正な運用に努め、性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図った。	・制度の適正な運用 ・制度内容の周知徹底 ・協力医療機関との連携	・性犯罪被害者への医療費公費負担: 2件	850

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
		(イ) 精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度	警察	<ul style="list-style-type: none"> 専科教養等を通じた職員への制度等の周知徹底 被害者に対する制度の適切な教示 改正を含めた制度の見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> 公費負担制度実施件数0件 各種専科、任用科教養における職員への教養の実施 制度改正 (R5.4.1から運用) 	(成果) ・対象期間の変更、対象行為の追加等の改正を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 制度の適正な運用 制度内容の周知徹底 協力医療機関等との連携 	・公費負担実施件数：0件	63
		(ウ) 医療費や司法解剖後の遺体搬送費等に対する公費負担制度	警察	<ul style="list-style-type: none"> 専科教養や各種会合における制度の周知徹底 制度の適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体搬送費公費負担55件 死体検案書公費負担1件 重要犯罪被害者に対する公費負担3件 各種専科、任用科教養における職員への教養の実施 	(成果) ・制度の適正な運用に務め、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図った。	<ul style="list-style-type: none"> 制度の適正な運用 制度内容の周知徹底 葬儀社、医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体搬送費公費負担8件 死体検案書公費負担0件 重要犯罪被害者に対する公費負担4件 	1,095
		(エ) 被害直後の居住場所の確保	警察	<ul style="list-style-type: none"> 広報による制度の周知と適正な運用 改正を含めた制度の見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所公費負担4件 ハウスクリーニング公費負担0件 制度改正 (R5.4.1から運用) 	(成果) ・制度の適正な運用に務め、犯罪被害者等の安全確保及び経済的負担の軽減を図った。 ・対象期間の延長、対象犯罪の拡充する改正を行った。	<ul style="list-style-type: none"> 制度の適正な運用 制度内容の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所公費負担0件 ハウスクリーニング公費負担0件 	359
		(オ) 弁護士相談費用の補助	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ●無料法律相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> 高知弁護士会との協定における法律相談 性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談(法テラス利用) ●無料法律相談の広報・周知 ●弁護士費用等について、被害者の経済的負担を軽減するために、国で制度化するよう政策提言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 国への政策提言(5月) 四国知事会(6月) 全国知事会(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 【無料法律相談実績】 <ul style="list-style-type: none"> 高知弁護士会との協定における法律相談→1件 性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談→0件 【無料法律相談の広報・周知】 <ul style="list-style-type: none"> コンビニ等へチラシ配布 2,250部 リーフレット配布 970部 市町村へチラシ配布 2,220部 ラジオ広報2回(8/4、8/6) 【政策提言】 <ul style="list-style-type: none"> R4年5月 国へ提言済 R4年6月 四国知事会にて提言済 R4年8月 全国知事会にて提言済 	(課題) ・継続的な無料法律相談についての広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ●無料法律相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> 高知弁護士会との協定における法律相談 性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談(法テラス利用) ●無料法律相談の広報・周知 ●弁護士費用等について、被害者の経済的負担を軽減するために、国で制度化するよう政策提言を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 国への政策提言(5月) 四国知事会(6月) 全国知事会(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 【無料法律相談実績】 <ul style="list-style-type: none"> 高知弁護士会との協定における法律相談→0件 性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談→0件 【無料法律相談の広報・周知】 <ul style="list-style-type: none"> コンビニ等へチラシ配布 1,440部 【政策提言】 <ul style="list-style-type: none"> R5年5月 国へ提言済 (R5年6月 四国知事会にて提言済) (R5年8月 全国知事会にて提言済) 	265

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度		成果及び課題	令和5年度		予算(千円)
				取組予定	取組実績		取組予定	取組実績(5月末時点)	
		(カ) カウンセリング費用の公費負担	県民生活課	・R4.4~カウンセリング回数を拡充 R4年度当初⇒1人あたり2回 現在⇒1人あたり3回 (ケースによっては最大5回まで)	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 10件	(成果) ・センターの指定する心理師によるカウンセリング回数の上限を1人あたり3回、ケースによっては5回まで拡充したことで、支援体制の充実が図れた。	・R4.4~カウンセリング回数を拡充し、ケースによって柔軟に対応 ※1人あたり原則3回 (ケースによっては最大5回まで)	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 1件	110
(2) 経済的負担の軽減(第1条)	エ 新たな経済的支援制度	(ア) 生活資金の補助	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) ・支援制度の利用が進まない要因の分析(R5年度~、やむを得ない理由により警察に届出することができない被害者の医療費等を、性犯罪被害者の医療費公費負担制度で助成するよう見直し予定)	【実績】 ・電話相談 14件 (6人) ・面接相談 5件 ・申請 2件 ・交付 2件 【補助金制度(Q&A掲載)の広報・周知】 ・コンビニ等ヘチラシ配布→2,250部 リーフレット配布→1,370部 ・市町村ヘチラシ配布→2,220部 ・ラジオ広報(5/19) ・Twitterにて発信(5/19、6/16)	(成果) ・申請2件、交付2件。経済的支援につながった。	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) ・支援者側への県制度の周知(教育現場等) ・支援制度の利用が進まない要因の分析 ・R5年度~、やむを得ない理由により警察に届出することができない被害者の医療費等を、性犯罪被害者の医療費公費負担制度で助成するよう見直し	【実績】 ・電話相談 1件 (1人) ・面接相談 1件 ・申請 1件 ・交付 1件 【補助金制度の広報・周知】 ・コンビニ等ヘチラシ配布→1,440部 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→300部 ・ラジオ広報(5/16) ・Twitterにて発信(4/24)	1,900
		(イ) 転居費用の補助	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) ・支援制度の利用が進まない要因の分析	【実績】 ・電話相談 1件 (1人) ・面接相談 2件 ・申請 1件 ・交付 1件 【補助金制度(Q&A掲載)の広報・周知】 ・コンビニ等ヘチラシ配布→2,250部 リーフレット配布→1,370部 ・市町村ヘチラシ配布→2,220部 ・ラジオ広報(5/19) ・Twitterにて発信(5/19、6/16)	(成果) ・申請1件、交付1件。経済的支援につながった。	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) ・支援者側への県制度の周知(教育現場等) ・支援制度の利用が進まない要因の分析	【実績】 なし 【補助金制度(Q&A掲載)の広報・周知】 ・コンビニ等ヘチラシ配布→1,440部 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→300部 ・ラジオ広報(5/16) ・Twitterにて発信(4/24)	1,000
		(ウ) 犯罪被害者等損害賠償請求提訴再提訴費用の補助	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) ・支援制度の利用が進まない要因の分析	【実績】 ・相談・問い合わせ 0件 ・申請 0件 ・交付 0件 【補助金制度(Q&A掲載)の広報・周知】 ・コンビニ等ヘチラシ配布→2,250部 リーフレット配布→1,370部 ・市町村ヘチラシ配布→2,220部 ・ラジオ広報(5/19) ・Twitterにて発信(5/19、6/16)		・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) ・支援者側への県制度の周知(教育現場等) ・支援制度の利用が進まない要因の分析	【実績】 なし 【補助金制度(Q&A掲載)の広報・周知】 ・コンビニ等ヘチラシ配布→1,440部 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→300部 ・ラジオ広報(5/16) ・Twitterにて発信(4/24)	320
		(エ) 市町村と連携した支援制度の実施	県民生活課	・県制度を理解・周知してもらうために、市町村の課長及び担当者への研修等の実施 ・県補助金交付に係る調整会議への参加 ・市町村の広報等を通じた制度の周知	・市町村課長会を県内3ブロックで開催(5/24・5/31・6/1) ・市町村担当者を開催(9/2) ・補助金制度のチラシの配布(4月) ・指針に関するリーフレットの配布(5月)	(成果) ・市町村課長会、担当者会で県制度の周知ができた。	・県制度を周知するために、市町村の課長及び担当者への研修等の実施 ・条例について情報提供 ・県補助金交付に係る調整会議への参加 ・市町村の広報等を通じた制度の周知	・市町村課長会を開催(6/2) 犯罪被害者遺族による講演実施 ・条例について情報提供 ・市町村担当者を開催予定(7/19)	109
(3) 日常生活の支援(第1条)	ア 民間支援団体による支援	(ア) 民間支援団体による支援	県民生活課	H30~「性暴力被害者サポートセンターうち」を開設。 R3「高知被害者支援センター」に運営業務を委託。 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・医療費及び法律相談等の費用助成 ・カウンセリングの充実(再掲)	【相談実績等】 ・電話相談 279件 ・面接相談 67件 ・その他 37件 ・直接的支援 290件 ・カウンセリング 10件 ・医療費助成 5件 (再掲)	(成果) ・電話、面接相談、直接的支援等各手段で被害者等の支援ができた。 ・R4~新たに追加した性感染症検査費用(C型肝炎)の助成実績あり。 ・1人あたりの無料カウンセリング回数を増加し、支援の充実につながった。 (再掲)	H30~「性暴力被害者サポートセンターうち」を開設。 R3「高知被害者支援センター」に運営業務を委託。 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・医療費及び法律相談等の費用助成 ・カウンセリングの充実(再掲)	【相談実績等】 ・電話相談 69件 ・面接相談 11件 ・その他 12件 ・直接的支援 60件 ・カウンセリング 1件 ・医療費助成 0件 (再掲)	7,286

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点 課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
2 条)			警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知被害者支援センターとの緊密な連携の保持 ・ 専科教養での職員への制度の周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供5件 (高知被害者支援センター) ・ 高知被害者支援センターによる直接的支援318件 ・ 各種専科、任用科教養における職員への教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (成果) ・ 民間支援団体の支援員や相談員に対する教養を実施する等、連携強化に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間支援団体との連携強化及び体制強化への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供2件 (高知被害者支援センター) 	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
	イ 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等	(ア) 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護 ・自立に向けた支援、生活の支援	・一時保護実績 22世帯39人(うちDV被害者17世帯34人)	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護と退所後の被害者の自立に向けた生活支援を実施	・状況に応じた一時保護による安全の確保 ・自立に向けた支援、生活の支援	・一時保護実績 9世帯15人(うちDV被害者4世帯9人)	4,781
	ウ 市町村と連携した支援制度の活用	(ア) 市町村と連携した支援制度の活用	県民生活課	・市町村で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供の実施 ・必要とする支援を早期に受けられるよう市町村と連携 (5月:担当課長会、9月:担当者会実施)	・市町村課長会を県内3ブロックで開催(5/24、5/31、6/1)(ハンドブック活用) ・市町村担当者会開催(9/2) 想定事例を利用し、窓口対応のロールプレイ等実施	(成果) ・日頃犯罪被害者の方と接する機会が少ない市町村職員に対して、改正したハンドブックを利用し、実践的な研修を実施することができた。	・市町村で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供の実施 ・必要とする支援を早期に受けられるよう市町村と連携 (6月:担当課長会、7月:担当者会実施)	実績なし	109
(4) 心身に受けた影響からの回復(第13条)	ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	(ア) カウンセリング費用の公費負担(再掲)	県民生活課	・R4.4~カウンセリング回数を拡充 R4年度当初⇒1人あたり2回 現在⇒1人あたり3回 (ケースによっては最大5回まで) (再掲)	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 10件 (再掲)	(成果) ・センターの指定する心理師によるカウンセリング回数の上限を1人あたり3回、ケースによっては5回まで拡充したことで、支援体制の充実が図れた。 (再掲)	・R4.4~カウンセリング回数を拡充し、ケースによって柔軟に対応 ※1人あたり原則3回 (ケースによっては最大5回まで) (再掲)	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 1件 (再掲)	110
		(イ) 犯罪被害者等に対する心の相談対応	障害保健支援課	・心の健康に関する相談の実施(県立精神保健福祉センターでの相談実績:自殺158件、依存症815件) ・啓発事業の実施(心のケア相談窓口の周知等) TVCM、新聞広告、インターネット広告 アルコール健康障害予防に関する健康講座の実施 アディクションフォーラムの実施 ・研修会の実施(抜粋) 若年層向けゲートキーパー養成研修 かかりつけ医心の健康対応力向上研修 依存症相談支援者研修	・心の健康に関する相談(県立精神保健福祉センターでの相談実績:自殺158件、依存症815件) ・啓発事業の実施(心のケア相談窓口の周知等) TVCM、新聞広告、インターネット広告 ・アディクションフォーラムの実施(124人参加) ・各種研修会の実施 若年層向けゲートキーパー養成研修 4回(計200人) かかりつけ医心の健康対応力向上研修 2回(49人) 依存症相談支援者研修 基礎研修49人 フォローアップ研修27人	(成果) ・あらゆる対象者に届くように様々な媒体を通じて心の健康に関する啓発を実施することができた。 (課題) 自殺を企図する人や依存症の人は自ら相談することが困難なため、身近な人が気づき、相談機関につなげられるよう引き続き、啓発や人材育成が必要	・心の健康に関する相談の実施(県立精神保健福祉センター等で実施中) ・啓発事業の実施(心のケア相談窓口の周知等) TVCM、新聞広告、インターネット広告 自殺対策啓発事業(SNS広告、検索連動型広告) アルコール健康障害予防に関する健康講座の実施 アディクションフォーラムの実施 ・研修会の実施(抜粋) 若年層向けゲートキーパー養成研修 かかりつけ医心の健康対応力向上研修 依存症相談支援者研修	・心の健康に関する相談(県立精神保健福祉センター等で実施中) ・啓発事業の実施(心のケア相談窓口の周知等) TVCM、新聞広告、インターネット広告 自殺対策啓発事業(SNS広告、検索連動型広告)	8,402
		(ウ) 受診情報等の適正な取扱い	医療政策課	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確し、必要に応じて指導	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確し、必要に応じて指導(新型コロナウイルス感染症の影響により一部書面にて実施)	・立入検査項目として、医療機関において受診情報の適正な取扱いがなされているかを確認できた。	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確し、必要に応じて指導	医療機関への立入検査は未実施のため、確認・指導も未実施	
		(エ) PTSD等治療可能な医療機関に関する情報提供の推進	医療政策課	・心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット(高知県救急医療・広域災害情報システム)に揭示	・心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット(高知県救急医療・広域災害情報システム)に揭示	・こうち医療ネット(高知県救急医療・広域災害情報システム)への揭示により、心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療可能な医療機関に関する情報を提供できた。	・心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット(高知県救急医療・広域災害情報システム)に揭示	・心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット(高知県救急医療・広域災害情報システム)に揭示	
		(オ) 高次脳機能障害者への支援	障害保健支援課	高次脳機能障害相談支援センターを中心とした支援の実施 ・高次脳機能障害の理解に向けた普及啓発 ・高次脳機能障害者への支援・相談 ・医療従事者や支援者を対象とした研修会の実施	・高次脳機能障害の理解に向けた普及啓発の為に、ポケットティッシュを1500個作成し市町村、福祉保健所等の関係機関で配布。加えてコンビニ等でリーフレットを1000枚配布。 ・各種研修会の実施 支援者向け研修会 69人 医療従事者向け研修会 66人 心理士を対象とした研修会 5人 家族教室 6回 ・高次脳機能障害者への支援・相談の実施 相談件数 632件	・啓発物を配布することで、高次脳機能障害の理解と、相談窓口の周知に繋がった。 (課題) ・高次脳機能障害の理解のための啓発や相談支援を継続して行う必要がある。	高次脳機能障害相談支援センターを中心とした支援の実施 ・高次脳機能障害の理解に向けた普及啓発 ・高次脳機能障害者への支援・相談 ・医療従事者や支援者を対象とした研修会の実施	・高次脳機能障害相談支援拠点にて、継続した相談支援の実施 相談件数 18件 延120件	9,267

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
		(カ) 子どもに関する相談支援体制の強化(再掲)	子ども家庭課	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施	(課題) ・早期に適切な支援につなげるために「189」やLINE相談など相談ダイヤルの周知が必要。 (成果) ・24時間365日の相談対応を実施し、早期の虐待事案への対応を行っている。	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。 ・虐待対応ダイヤル「189」や「親子のためのLINE相談」の認知度向上のための周知啓発を行う。	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施。	5,779
	イ 教育現場における支援、相談体制の充実等	(ア) 学校及び児童相談所等の連携の充実	人権教育・児童生徒課	・要保護児童対策地域協議会への参加 ・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、構成機関との連携及び情報共有	・23市町村の要保護児童対策地域協議会へ参加	(成果) ・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、情報収集に努めることができた。 (課題) ・各市町村の要保護児童対策地域協議会へのスクールソーシャルワーカーの参加 ・各市町村の児童担当部署と連携した支援の推進。	・要保護児童対策地域協議会への参加 ・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、構成機関との連携及び情報共有	・4市町村の要保護児童対策地域協議会へ参加	798
(4) 心身に受けた影響からの回復(第13条)	イ 教育現場における支援、相談体制の充実等	(イ) 心の教育センターにおける相談体制の充実	心の教育センター	・教育相談推進講座(8/26) ・教育相談講座(6/8、10/11、11/14、1/25) ・各学校等での児童生徒理解等研修会(随時)	・教育相談推進講座(8/26、117名参加) ・教育相談講座(6/8、25名参加) ・各学校等での児童生徒理解等研修会への講師派遣(28件)	(成果) ・関係課との連携や、広報活動の充実により、より多くの対象者に研修等を実施することができた。 (課題) ・教育現場で実効性のある内容とするためのニーズの把握 ・県全体の現状を改善するための課題分析 ・受講者から各所属への広がりをもてるような研修内容の検討	・教育相談推進講座(8/24) ・教育相談スキルアップ講座(6/13、7/28、10/10、12/1) ・各学校等での児童生徒理解等研修会(随時)	・各学校等での児童生徒理解等研修会(2件)	136
		(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充(再掲)	人権教育・児童生徒課	・スクールカウンセラーの全公立学校への配置 ・スクールソーシャルワーカーの各市町村(学校組合)、全県立学校への配置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施	・スクールカウンセラーの全公立学校への配置。 ・スクールソーシャルワーカーの各市町村(学校組合)、全県立学校への配置。 ・事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SC及びSSWを対象とする研修:各1~4回 ・初任者研修:21名(4、6、8月) ・SC等研修講座:75名(6、7月) ・SSW研修講座:28名(7月) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会:186名(8月)	(成果) ・全ての公立学校において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置または支援体制を整えることができた。 (課題) ・勤務経験の浅いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性の向上	・スクールカウンセラーの全公立学校への配置 ・スクールソーシャルワーカーの各市町村(学校組合)、全県立学校への配置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施	・スクールカウンセラーの全公立学校への配置 ・スクールソーシャルワーカーの各市町村(学校組合)、全県立学校への配置 ・事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SCを対象とする研修 新規採用研修:(4、5月)	486,973
ウ 警察による支援及び情報提供等		(ア) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察	・被害少年カウンセリングアドバイザーの効果的な運用 ・各種研修会の実施や支援担当職員へのスーパーバイズの実施	・被害少年カウンセリングアドバイザーによる支援担当職員へのスーパーバイズの実施	(成果) ・被害少年カウンセリングアドバイザーのスーパーバイズにより、担当者の技能向上と被害少年への効果的な支援に努めた。	・被害少年カウンセリングアドバイザーの効果的な運用 ・少年補導職員等の支援技能の向上	・対象事案なし	150
		(イ) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実等	警察	・捜査部門との情報共有による被害者のニーズに沿った対応の推進 ・専科教養等における公費負担制度等の周知	・部内カウンセラー運用(116回) ・専門研修やシンポジウムへの参加	(成果) ・担当職員の専門的知識の向上を図り、被害者等のニーズに応じたカウンセリングを実施した。	・カウンセリング技能を有する警察職員の技術向上及び積極的な活用 ・精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度の適正な運用	・部内カウンセラー運用(17回)	58
		(ウ) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	警察	・被害者のニーズに応じた活動の推進 ・捜査部門との情報共有	・被害者連絡制度等に基づいた組織的な運用	(成果) ・被害者等のニーズに応じた対応が行えるよう努めている。	・被害者連絡制度等に基づく、訪問連絡活動の推進	・被害者の要望に応じた訪問・連絡活動の推進	
		(エ) 女性警察官の配置	警察	・専科教養等での職員の実務能力向上 ・被害者の希望に応じた性別の職員による対応の推進	・各種専科、任用科教養における職員への教養の実施 ・性犯罪捜査の教養を受講した警察官の配置	(成果) ・専科教養等により、女性警察官を含む若手警察官等の実務能力向上を図った。	・職員の実務能力の向上	・職員に対する各種教養を実施予定	
		(オ) 被害児童からの事情聴取における配慮	警察	・代表者聴取制度の適正な運用の推進	・検察庁、児童相談所との連携による制度の適正な運用の推進 ・制度に関する部内教養の実施	(成果) ・代表者聴取の必要性、実施要領等の周知が図られた。	・職員の対応能力の向上 ・関係機関との連携強化 ・代表者聴取制度の適正な運用	・職員に対する各種教養を実施予定	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
		(カ) 犯罪被害者等のための施設の改善	警察	・被害者の心情や周囲に配慮した場所での聴取の実施	・被害者用の相談室や被害者支援車両の適切な活用	(成果) ・県下12署全てに被害者用相談室を整備し、心情に配慮した対応を行っている。	・被害者用の相談室や被害者支援車両の適切な活用及び環境整備	・相談室、車両の環境整備	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(5) 安全の確保(第14条)	ア 施設における一時保護の実施	(ア) 保護施設における一時保護	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護(再掲)	・一時保護実績 22世帯39人(うちDV被害者17世帯34人)	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護と退所後の被害者の自立に向けた生活支援を実施(再掲)	・状況に応じた一時保護による安全の確保(再掲)	・一時保護実績(再掲) 9世帯15人(うちDV被害者4世帯9人)	4,781(再掲)
		(イ) 児童相談所における一時保護	子ども家庭課	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所等において一時保護を実施	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所等において一時保護を実施	(成果) ・子どもの安全を最優先にした一時保護を適切に実施	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所において一時保護を実施	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所において一時保護を実施。	49,880
	イ 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等	(ア) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	警察	・専門知識向上のための各種教養の実施 ・関係機関との連携強化	・児童相談所、医療機関等の関係機関との連携による情報共有等の徹底 ・関係機関との共催による研修の実施	(成果) ・児童虐待対応マニュアルの周知による知識の向上を図った。	・専門知識向上のための各種教養の実施 ・関係機関と連携した情報収集の実施	・関係機関と連携した対応の実施	
		(イ) 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	警察	・再犯防止対象者の定期的な所在確認と面談の実施 ・関係機関との連携強化	・再犯防止対象者に対する定期的な面談の実施 ・関係機関との情報共有の実施	(成果) ・適切な情報共有と情報把握により再犯防止を図った。	・再犯防止対象者の定期的な面談と再犯防止に関する指導・助言の実施 ・関係機関との連携強化	・定期的な面談実施	
	ウ 犯罪被害者等に関する個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	(ア) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察	・個人情報に配慮した情報提供の実施	・あんしんFメールやツイッターなどによるタイムリーな情報発信 ・ミニ広報誌や地域速報による発信	(成果) ・タイムリーな情報発信を行うことで地域住民に対する注意喚起及び自主的な防犯行動を促した。	・各種媒体を通じたタイムリーかつ個人情報の保護に配慮した情報提供の実施	・個人情報に配慮しながら、県民への犯罪発生状況等必要な情報を提供	
	エ 警察における再被害防止措置の推進	(ア) 警察における再被害防止措置の推進	警察	・再被害防止要綱に基づいた適切な再被害防止措置の推進	・被害者等の関係者との連絡体制の保持 ・被害者等の求めに応じた再被害防止措置の実施	(成果) ・対象事案を検挙した場合等には、必要性を検討の上、対象者の指定を行うとともに、対象者に対して必要な情報教示を行い、制度の適正な運用に努めるなど組織的な運用が行われた。	・再被害防止要綱に基づいた対象者の指定 ・検察庁、刑事施設等の関係機関と連携した適切な再被害防止措置の推進	・被害関係者と連絡を取り、要望に応じて必要な措置を実施	
	オ 警察における保護対策の推進	(ア) 警察における保護対策の推進	警察	・警察組織の総合力を発揮した保護対策の推進	・対象者に応じた保護対策の実施 ・職員に対する教養の実施	(成果) ・組織的な管理を行い、適切な保護対策となった。	・警察組織の総合力を発揮した保護対策の実施 ・関係機関との連携強化	・対象者に応じた組織的な保護対策を実施	
	カ 犯罪被害者等に関する情報の保護	(ア) 犯罪被害者等に関する情報の保護	警察	・専科教養等による効果的な教養の実施	・継続的な指導、教養の実施	(成果) ・個別具体的に検討し、被害者の心情等に配慮した報道対応を行った。	・情報管理の徹底 ・職員に対する教養の実施	・被害者情報の保護を徹底	
キ ストーカー事案への適切な対応	(ア) ストーカー事案への適切な対応	警察	・被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の推進 ・関係機関と連携した対応の推進	・女性相談支援センター等の関係機関との連携による被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の推進 ・制度改正(R5.4.1から運用)	(成果) ・対象期間を拡充する改正を図った。	・被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の推進 ・関係機関との連携強化 ・制度内容の周知徹底	・関係機関と連携をとり、被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の実施		
(6) 居住の安定(第15条)	ア 一時保護	(ア) 保護施設における一時保護(再掲)	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護(再掲)	・一時保護実績 22世帯39人(うちDV被害者17世帯34人)	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護と退所後の被害者の自立に向けた生活支援を実施(再掲)	・状況に応じた一時保護による安全の確保(再掲)	・一時保護実績(再掲) 9世帯15人(うちDV被害者4世帯9人)	4,781(再掲)
		(イ) 職員住宅の目的外使用	人権・男女共同参画課	・避難用建物の利用	・入居実績(非公表) ※実績件数が少なく、事案が特定されるおそれがあるため公表は差し控えていただきます。	(成果) ・住居確保が困難な被害者を一時的に入居させて生活再建を支援	・避難用建物の利用	・(5月末時点取組実績なし)	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
			県民生活課	・制度についての広報・周知 ・県の指針に関するリーフレットに制度についての掲載	・実績 0件	(課題) ・継続した制度の周知	・制度についての広報・周知 ・県の指針に関するリーフレットに制度についての掲載	実績なし	
イ	優先入居	(ア) 県営住宅の優先入居	住宅課	・引き続き制度の周知を図るとともに、県営住宅の入居決定の際の優遇措置により犯罪被害者等の居住の安定を確保していく。	・応募なし	【成果】 県営住宅の入居決定の際の優遇措置の対象者について、ホームページに掲載した 【課題】 引き続き、制度の周知が必要	・引き続き、県営住宅の入居決定の際の優遇措置について周知を図り、犯罪被害者等の居住の安定の確保を図る	・R5年度第1回募集(5月) 応募なし	
ウ	転居	(ア) 民間賃貸住宅に関する情報提供	住宅課	・高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供	・住宅セーフティネット制度に関する情報提供 ・高知県居住支援協議会参加2回	【成果】高知県居住支援協議会の活動に参加し、犯罪被害者等も対象となる住宅セーフティネット制度の情報提供ができた。 【課題】今後も継続的な情報提供が必要。	・高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供を行う。	・なし	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
		(イ) 転居費用の補助(再掲)	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) 支援制度の利用が進まない要因の分析(再掲) 	【実績】 ・電話相談 1件 (1人) ・面接相談 2件 ・申請 1件 ・交付 1件 【補助金制度(Q&A掲載)の広報・周知】 ・コンビニ等へチラシ配布→2,250部 リーフレット配布→1,370部 ・市町村へチラシ配布→2,220部 ・ラジオ広報(5/19) ・Twitterにて発信(5/19、6/16) (再掲)	(成果) ・申請1件、交付1件。経済的支援につながった。 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) 支援者側への県制度の周知(教育現場等) 支援制度の利用が進まない要因の分析(再掲) 	【実績】 なし 【補助金制度(Q&A掲載)の広報・周知】 ・コンビニ等へチラシ配布→1,440部 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→300部 ・ラジオ広報(5/16) ・Twitterにて発信(4/24) (再掲)	1,000
(7) 雇用の安定等(第16条)	ア 事業主等の理解の増進等	(ア) 事業主等の理解の増進	雇用労働政策課	犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入について、相談窓口(高知労働局雇用環境・均等室)及び詳しい内容を記載した厚労省HPのリンクを8月末発行の「こうち労政情報令和4年度第2号」へ掲載 (発行部数:2,150部)	8月末発行の広報誌「こうち労政情報令和4年度第2号」へ掲載 (発行部数:2,150部)	(成果) 県内企業や県内企業支援団体を通じて県民に対し、周知することができた。 (課題) 実際に制度を導入した県内企業はない(労働局)とのことから継続して周知し、県民の認知度向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな取組が開始される際には、当課で発行している広報誌「こうち労政情報」へ掲載(掲載月は未定) (発行部数は2,150部) 	令和5年度5月末発行分には掲載なし。	360
			県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 高知労働局と連携した休暇制度の周知 犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発(11月(犯罪被害者週間に向けて)) 	高知労働局と連携し事業者へ休暇制度の周知 ・高知県商工会会報9月号掲載 3,500部 ・高知県経営者協会の11月号会報へ折込チラシ(280部) ・高知県中小企業団体中央会の11月号会報(へんしも)へ掲載	(成果) ・県内事業者等へ犯罪被害者等が置かれる状況や休暇制度の必要性について啓発ができた。	・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発(11月(犯罪被害者週間に向けて))	高知労働局と連携し事業者へ休暇制度の周知 ・高知県商工会連合会会報5月号掲載(HP掲載)	
		(イ) 労働相談対応と制度の周知	雇用労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き相談窓口での対応を実施 労働相談窓口の周知のための広報 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口での対応を実施 労働相談窓口の周知のための広報 	・労働相談の窓口であるため、労働委員会へ犯罪被害者等からの相談実績はない状況である。 ・引き続き、労働委員会の取組の周知を行いながら犯罪被害者等からの相談があれば適宜対応していく。	・労働相談窓口の周知のための広報(広報誌への相談先の掲載) ・労働相談対応及び該当する関係機関への紹介	令和5年度内に、DV相談窓口の案内を掲載予定。	1,259
イ 雇用の安定	(ア) 就業を希望する女性に対する支援	人権・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 各種就労支援機関への手続同行等のつなぎ 	・高知家女性しごと応援室、ハローワークマザーズコーナーへの同行支援実績 1人4回	(成果) ・就労を希望するDV被害者が、ハローワーク等の支援機関に相談する際に、生活サポーターが同行 (課題) ・DV被害者は精神的なショックを受け	・各種就労支援機関への手続同行等のつなぎ	・ハローワークマザーズコーナーへの同行支援実績 1人2回		
	(イ) ひとり親家庭支援センターにおける就業支援サービスの提供	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 「高知家の女性のしごと応援室」等と連携した、就業相談や求人情報の提供 安定した就労の実現に向け、技術・資格取得の制度の案内 手当や助成金、子どもの学費等に関する貸付制度等の案内 	・相談件数(来所・電話・LINE等)1,713件(うち、仕事や資格に関する相談:159件) ・LINEによる求人情報等の案内をR4.4月から開始	(成果) ・LINEによる就業相談や求人情報等の取得が可能となった。	・「高知家の女性のしごと応援室」等と連携した、就業相談や求人情報の提供 ・安定した就労の実現に向け、技術・資格取得の制度の案内 ・手当や助成金、子どもの学費等に関する貸付制度等の案内	・相談件数(来所・電話・LINE等)251件(うち、仕事や資格に関する相談:17件) ・LINEによる求人情報等の案内	8,650	
	(ウ) 職業訓練の実施	雇用労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> 学卒者向けの施設内訓練(普通課程)の実施(目指すべき就職率:98.1%) 在職者、離職者への支援として在職者訓練及び委託訓練を実施 	・施設内訓練(普通課程): 修了者31名、就職率88.1% ・在職者訓練: 31コース、受講者181名 ・委託訓練: 49コース、入校者467名	(成果) ・施設内訓練(普通課程)訓練生に対し、就職コーディネーターや指導員による就職支援を行うことができた。 ・在職者訓練、委託訓練受講者のニーズに沿った訓練を実施することができた。 (課題) ・引き続き各種訓練を実施する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 学卒者向けの施設内訓練(普通課程)の実施(目指すべき就職率:98.1%) 在職者訓練: 30コース、受講者199名 委託訓練: 60コース、定員740名 	・施設内訓練(普通課程)就職率:-(訓練期間中のため) ・在職者訓練: 1コース、受講者1名 ・委託訓練: 16コース、入校者57名	393,536	

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(1) 県民の理解の増進	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	(ア) 県民の理解の増進	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ広報の実施（年2回） 市町村の総合窓口等を通じ、各市町村の広報への指針等に関する案内の掲載 指針の冊子及び補助金のチラシの配布 安全安心まちづくり広場（10月）にて啓発物の配布 民間支援団体に事業を委託し、その中で県制度や委託事業についての広報・周知を行う ①コーラルコールのチラシ（5,000部） ②コーラルコールのリーフレット（5,000部） ③コーラルコールカード（5,000部） ④コーラルコールボールペン（1,000本） ⑤コーラルコールティッシュペーパー（10,000部） ⑥コーラルコール付箋（2,000部） ⑦コーラルコールクリアファイル（5,000部） ⑧コーラルコール電車ポスター（200部） ⑨県制度・指針周知のカード・ポスター（5,100部） ・若年者への周知・啓発のため、指針や補助金、相談窓口等について県のTwitter等SNSで発信する。	<ul style="list-style-type: none"> 県Twitter 8回（4/14、5/19、6/16、10/13、11/4、12/23、2/21、3/22） ラジオ広報 2回（5/17、11/22） 新聞広報 1回（6/1） ラジオ・TV読み上げ13回（5/4、5/6、6/6、6/8、6/15、6/17、8/4、8/6、11/23、11/24、1/30、1/19、1/21） 指針の冊子及び補助金のチラシの配布 配布先：市町村、関係機関、コンビニ等 配布枚数：冊子960部、チラシ4,470部 安全安心まちづくり広場にて県補助金制度パンフレット配布（500部） 二次被害についての啓発ポスター作成・配布（1,000部） ・民間支援団体による広報・周知（事業委託）	（成果） ・各ツールを利用しながら広報・周知ができた （課題） ・若年者への有効な周知・啓発が必要 ・県内の各支援機関への県制度の継続的な広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ広報の実施（年2回） 市町村の総合窓口等を通じ、各市町村の広報への指針等に関する案内の掲載 指針の冊子及び補助金のチラシの配布 安全安心まちづくり広場（10月）にて啓発物の配布 スマホバナー広告（年2回） ラジオ・TV読み上げ 民間支援団体に事業を委託し、その中で県制度や委託事業についての広報・周知を行う ①コーラルコールのリーフレット（3,000部） ②コーラルコールボールペン（1,000本） ③コーラルコールクリアファイル（3,000部） ④コーラルコール電車ポスター（200部） ⑤県制度リーフレット（3,100部） ・若年者への周知・啓発のため、指針や補助金、相談窓口等について県のTwitter等SNSで発信する。	<ul style="list-style-type: none"> 県Twitter 2回（4/24、5/26） ラジオ広報 1回（5/16） コンビニ等へチラシ配布 1,440部 バナー広告（5/7～5/16の10日間） 県立学校人権教育主任会議で指針リーフレット配布 140部 ・民間支援団体による広報・周知（事業委託） ◎県内公立高等学校、特別支援学校の合計48校、公立中学校98校全てにワンストップ支援センターの相談窓口ステッカーとチラシを配布	950
		(ア) 県民の理解の増進	雇用労働政策課	犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の導入について、相談窓口（高知労働局雇用環境・均等室）及び詳しい内容を記載した厚労省HPのリンクを8月末発行の「こうち労政情報令和4年度第2号」へ掲載。	8月末発行の広報誌「こうち労政情報令和4年度第2号」へ掲載済み。 （発行部数：2150部）	（成果） ・県内企業や県内企業支援団体を通じて県民に対し、周知することができた。	・新たな取組が開始される際には、当課で発行している広報誌「こうち労政情報」へ掲載（掲載月は未定） （発行部数は2,150部）	令和5年度5月末発行分には掲載なし。 令和5年度内には掲載予定。	360
			県民生活課	・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発（11月（犯罪被害者週間に向けて）） （再掲）	高知労働局と連携し事業者へ休暇制度の周知 ・高知県商工会会報9月号掲載 3,500部 ・高知県経営者協会の11月号会報へ折込チラシ（280部） ・高知県中小企業団体中央会の11月号会報（へんしも）へ掲載 （再掲）	（成果） ・県内事業者等へ犯罪被害者等が置かれる状況や休暇制度の必要性について啓発ができた。 （再掲）	・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発（11月（犯罪被害者週間に向けて）） （再掲）	高知労働局と連携し事業者へ休暇制度の周知 ・高知県商工会連合会会報5月号掲載（HP掲載） （再掲）	0

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(ア) 県民の理解の増進		(ア) 県民の理解の増進	人権・男女共同参画課	<p>■人権啓発センター実施分</p> <p>①じんけんふれあいフェスタの開催</p> <p>②人権啓発コラムの掲載(高知新聞)</p> <p>③人権研修ハートフルセミナーの開催</p> <p>④講師派遣事業の実施</p> <p>⑤人権ふれあい支援事業の実施</p> <p>■ソール実施分</p> <p>⑥講演会の開催</p> <p>⑦出前講座の実施</p>	<p>■人権啓発センター実施分</p> <p>①第24回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」(12月4日)</p> <p>参加者：約5,000人</p> <p>(認定NPO法人こうち被害者支援センターが啓発ブースに参加)</p> <p>②1回掲載(11月27日 高知新聞)</p> <p>「犯罪被害者等の人権を守る」</p> <p>武庫川女子大学准教授 大岡 由佳</p> <p>③4回開催(犯罪被害者等が主題の実績なし)</p> <p>④3回(受講者数42人)</p> <p>⑤6団体(犯罪被害者等が主題の事業なし)</p> <p>■ソール実施分</p> <p>⑥2回開催</p> <p>・DV防止啓発講演会(11月13日)</p> <p>参加者：会場97人、オンデマンド80人</p> <p>・犯罪被害者支援講演会(2月26日)</p> <p>参加者：会場33人、オンライン64人、オンデマンド230人</p> <p>⑦4回開催(内容：デートDV)</p> <p>参加者：871人(高校生・大学生)</p>	<p>(成果)</p> <p>■人権啓発センター実施分</p> <p>①参加者のイベント満足度は平均9.0点(10点満点)で95.9%が「人権問題への関心や理解が深まった」と回答</p> <p>②高知新聞(朝刊15.1万部)購読者に、犯罪被害者等の人権について理解を深めるきっかけづくりができた</p> <p>④講師派遣先でのアンケート回答者のうち、96.6%が「生活・仕事に活かせる内容だった」と回答</p> <p>■ソール実施分</p> <p>⑥前年度と引き続き講演会のオンライン、オンデマンド配信を実施し、犯罪被害者支援講演会の参加者は対前年度比で210%に増加</p> <p>⑦若年層への啓発や相談窓口の周知につながった。</p> <p>(課題)</p> <p>■人権啓発センター実施分</p> <p>犯罪被害者等の人権侵害を防ぐためにも、より効果的で工夫のある取組が必要</p> <p>■ソール実施分</p> <p>出前講座の普及に向けて、オンラインの活用や広報を強化</p>	<p>■人権啓発センター実施分</p> <p>①じんけんふれあいフェスタの開催</p> <p>②人権啓発コラムの掲載(高知新聞)</p> <p>③人権研修ハートフルセミナーの開催</p> <p>④講師派遣事業の実施</p> <p>⑤人権ふれあい支援事業の実施</p> <p>■ソール実施分</p> <p>⑥講演会の開催</p> <p>⑦出前講座の実施</p>	<p>■人権啓発センター実施分</p> <p>実績なし</p> <p>■ソール実施分</p> <p>⑥実績なし</p> <p>⑦出前講座の実施：2件</p> <p>参加者：307人</p>	<p>①8,133</p> <p>②608</p> <p>③1,378</p> <p>④9,840</p> <p>⑤665</p> <p>⑥568</p> <p>⑦1,108</p>
			県民生活課	<p>・こうち被害者支援センターのじんけんふれあいフェスタへの参加(犯罪被害者等の人権問題の広報・周知)</p> <p>・人権啓発研修事業の一環としてポスタージャックで周知(上半期・下半期)</p>	<p>・上半期→ポスタージャックで「性暴力被害者サポートセンターこうち」について周知</p> <p>・下半期→ポスタージャックで「性暴力被害者サポートセンターこうち」と「犯罪被害に伴う二次被害防止」について周知</p> <p>・12/4 じんけんふれあいフェスタ参加(こうち被害者支援センターによる県制度の周知)</p>	<p>(成果)</p> <p>・路面電車を利用する県民に限られるが、「性暴力被害者サポートセンターこうち」と「犯罪被害に伴う二次被害防止」について県民の理解の増進につながった。</p>	<p>・こうち被害者支援センターのじんけんふれあいフェスタへの参加(犯罪被害者等の人権問題の広報・周知)</p> <p>・人権啓発研修事業の一環としてポスタージャックで周知(上半期・下半期)</p>	実績なし	
			警察	<p>・犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報活動の実施</p> <p>・様々な広報媒体を活用した広報啓発活動の実施</p>	<p>・オーテピアにおいて交通死亡事故被害者遺族のエッセイ等を展示するパネル展を開催(4/22~28)</p> <p>・同開催を報道機関を通じて広報</p>	<p>(成果)</p> <p>・パネル展には、多くの県民が訪れており、犯罪被害者等支援に関する理解増進が図られた。</p>	<p>・交通事故遺族のメッセージを展示したパネル展を開催</p> <p>・年間を通じた戦略的な広報の展開</p>	<p>・パネル展の開催</p> <p>高知市役所(5/8~5/19)</p> <p>道の駅ピオス大方情報館(5/27~6/9)</p>	

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
イ 犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業		(イ) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進	警察	・命の大切さを学ぶ教室等における交通事故被害者遺族による講演の開催 ・スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全活動の実施	・パネル展開催(交通事故被害者遺族) ・2中学校、6高校で命の大切さを学ぶ教室を開催(交通事故被害者遺族6校、警察職員2校) ・スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室(10回、約1,900人)を実施するとともに、交通事故被害者遺族の手記朗読	(成果) ・教育現場における交通安全活動、講演等のほか、パネル展を通じて、交通事故被害者遺族の現状、心情等に対する県民の理解増進が図られた。	・交通事故遺族のメッセージを展示したパネル展を開催 ・交通事故被害者遺族等による命の大切さを学ぶ教室の実施 ・交通安全教室における交通事故被害者遺族の手記朗読等	・パネル展の開催 高知市役所 道の駅ビオス大方情報館 ・命の大切さを学ぶ教室 交通事故被害者遺族 中学校1校(70人) 警察職員 高校1校(20人)	
		(ウ) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	警察	・大学における被害者支援に関する講義の実施 ・関係機関職員に対する継続的な研修の実施	・高知大学(9/5)、高知県立大(10/12)、高知工科大(11/4)における講義の実施 ・民間被害者支援団体、医療従事者、教育関係者等に対する講演会の実施	(成果) ・大学における講義や関係機関等での講演会において、被害が潜在化しやすい性犯罪被害者の特性について理解の促進を図った。	・大学での被害者支援に関する講義の実施	・大学での講義実施予定	
		(ア) 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施	警察	・広報活動強化月間(11月)における集中的な広報啓発活動の実施 ・インターネット等を活用した広報活動	・ラジオ広報の実施(10/24,31) ・県警ホームページ、ツイッター等を活用した広報の実施 ・犯罪被害者週間イベントの開催(11/30) ・関係団体が主催する被害者支援イベントへの各署からの参加	(成果) ・様々な広報媒体を活用しての広報活動を実施し、県民の被害者支援への理解の促進が図った。	・広報活動強化月間(11月)における集中的な広報啓発活動の実施 ・関係機関と連携した各種イベントの実施	・ラジオ広報実施予定	
			県民生活課	・こうち被害者支援センター主催の犯罪被害者週間イベントの広報(11月) ・集中的な広報・周知活動の実施(11月) ・市町村への広報掲載依頼(8月)	・市町村担当課長会(5/24、5/31、6/1)にて広報紙への掲載依頼 ・市町村へ広報掲載依頼し(8月)、10市町村が掲載	(課題) 犯罪被害者週間等の更なる県民への周知	・こうち被害者支援センター主催の犯罪被害者週間イベントの広報(11月) ・集中的な広報・周知活動の実施(11月) ・市町村への広報掲載依頼(8月)	実績なし	
		(イ) 犯罪被害者等施策に係る広報啓発事業の実施	子ども家庭課	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・児童虐待防止推進月間(11/1~1/30)に向けた広報の実施 ・チラシ作成:95,000部 ・ポスター作成:1,900部 ・TVCM:民放3局47本 (主な配布先:庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等)	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・児童虐待防止推進月間(11/1~1/30)に向けた広報の実施 ・チラシ作成:95,000部 ・ポスター作成:1,900部 ※8月末までに作成、配付済み (主な配布先:庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等) ・TVCM:民放3局47本 ※11/1~11/30に放送予定	(成果) ・各種広報による普及啓発により虐待の予防・早期発見の取組につながっている。 (課題) ・「児童虐待防止月間」を中心とした市町村や官民連携による広報啓発活動の強化が必要である。	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・児童虐待防止推進月間(11/1~11/30)に向けた広報の実施 ・チラシ作成:101,000部 ・ポスター作成:1,600部 (主な配布先:庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等) ・TVCM:民放3局47本 ※11/1~11/30に放送予定	(5月末時点取組なし)	

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
ウ 教育現場における人権教育の実施	(ア) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	私学・大学支援課	・人権教育研修会の開催 ・学校訪問による助言・指導	・人権教育研修会の開催（8回） ・学校訪問による助言・指導（11学校法人48回）	【成果】 ・教員を対象とした研修会の開催や指導・助言により人権教育担当教員における指導力が向上している。 【課題】 ・教員が求めるテーマや内容となるよう、ニーズ等を把握して、今後の計画に活かしていく必要がある。	・人権教育研修会の開催 ・学校訪問による助言・指導	・人権教育研修会の開催（5月2回） ・学校訪問による助言・指導（4月11回）	2,917	
			小中学校課	○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・拠点校（県内5校） 安芸市立井ノ口小学校 日高村立日下小学校（コロナ禍により1セット中止） 土佐清水市立清水小学校 高知市立城北中学校 日高村立日高中学校 ・教材研究会と授業研究会を1セットとし、各校2セット（計18回）を実施 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 ・年間2回開催（8月：地区別、10月） ○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・新小学1年生用増刷 ・一部改訂作業 ○市町村指導事務担当者会で、「考え、議論する道徳」の授業の充実と「地域ぐるみの道徳教育」の推進の両輪で取り組むことの周知及び、道徳教育推進のためのわが町の取組の進捗確認（6月・10月・2月） ○PTA研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知（5～8月）	○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・R4年度小学1年生への配付（4月） ○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・「考え、議論する道徳」の授業の充実（18回：537名参加） ○道徳教育パワーアップ研究協議会 ・I…地区別（8月：278名） ・II…10月（50名） ○「地域ぐるみの道徳教育」推進のためのチラシを家庭へ配付（4月） ○PTA研修会での「地域ぐるみの道徳教育」についての周知（5月～7月） ○市町村指導事務担当者会で、「考え、議論する道徳」の授業の充実と「地域ぐるみの道徳教育」の推進の両輪で取り組むことの周知及び、道徳教育推進のためのわが町の取組の進捗確認（6・7・2月）	（成果） ○児童生徒の道徳性について、自尊感情に関する項目において肯定的な回答が向上している。 「自分には、よいところがあると思う」 【小学校78.8%（+0.9p） 中学校80.9%（+2.1p）】 ○児童生徒の道徳性について、公正・公正・社会正義の項目において中学校の肯定的な回答が向上している。 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」【中学校96.8%（+0.3p）】 （課題） ○児童生徒の、自分の住んでいる地域を大切に思う心情が減少傾向にあるため、地域、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの道徳教育をより推進する必要がある。 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」 【小学校52.6%（-2.1p） 中学校45.1%（-5.2p）】 「今住んでいる地域の行事に参加している」 【小学校47.7%（-6.1p） 中学校41.7%（-2.7p）】 【成果・課題とも令和4年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より：（ ）内前回比】	○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 ・拠点校（県内7校） 教材研究会と授業研究会を1セットとし、各校1セット（計14回）を実施 北川村立北川小学校 東洋町立甲浦中学校 須崎市立浦ノ内小学校 いの町立伊野中学校 宿毛市立小筑紫小学校 黒潮町立佐賀中学校 高知市立立良中学校 ・指定校 高知大学教職大学院生の授業研究会の実施 南国市立香南中学校 ○道徳教育パワーアップ研究協議会（7月：東、中、西部地区別開催） ○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・小学1年生～中学3年生用印刷 ・一部改訂 ○市町村指導事務担当者会で、「考え、議論する道徳」の授業の充実と「地域ぐるみの道徳教育」の推進の両輪で取り組むことの周知及び、道徳教育推進のためのわが町の取組の進捗確認（5・6月、2月）	○「家庭で取り組む 高知の道徳」 ・小学1年生へ配付 ○市町村指導事務担当者会で、「考え、議論する道徳」の授業の充実と「地域ぐるみの道徳教育」の推進の両輪で取り組むことの周知及び、道徳教育推進のためのわが町の取組の進捗確認（東部5月）	7,519
			特別支援教育課	【全体】 ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の計画的な実施 【発達段階に応じた取組】 ・インターネットにおける人権侵害に関する学習（SNSの学習等） ・性犯罪の被害にあわないための学習	・道徳教育の全体計画の提出（5月） ①インターネットにおける人権侵害に関する学習 ・特別支援学校9校で実施。 ・学習内容：SNSの使い方、個人情報について、ネットエチケットについて 等 ②性犯罪の被害にあわないための学習 ・特別支援学校4校で実施 ・学習内容：プライベートゾーンについて、交際について（デートDV、予期せぬ妊娠等）、出会い系アプリの危険性 等	（成果） ・各学校が、生徒の実態や障害特性に応じて、ロールプレイや具体例を挙げるなど学習内容を工夫して、取組を進めることができた。 （課題） ・一度の学習での理解は難しいため、繰り返し学習することで定着を図る必要がある。 ・他者からの支援や介助が、性的被害に繋がらないよう、気づき力や正しい知識を身につける必要がある。	【全体】 ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の計画的な実施 【発達段階に応じた取組】 ・インターネットにおける人権侵害に関する学習（SNSの学習等） ・性犯罪の被害にあわないための学習	・道徳教育の全体計画の提出（5月）	
			高等学校課	○各学校における人権教育の推進 ・人権教育主任連絡協議会の開催（人権教育・児童生徒課主催） ○各学校における道徳教育の推進 ・道徳教育推進教師連絡協議会（12月）開催	・道徳教育の全体計画提出（R5.3月末） ・道徳教育推進教師連絡協議会の開催	（成果） ・各県立高校における道徳教育全体計画及び道徳教育に関する実践事例を集約し、取りまとめることができた。 ・各県立高校の道徳教育推進教師の指導力向上を目的とした連絡協議会を開催することができた。 （課題） ・自己肯定感や社会性の育成に向け、実践の共有等による各校の取組の更なる充実が必要である。	○各学校における人権教育の推進 ・人権教育主任連絡協議会の開催（人権教育・児童生徒課主催） ○各学校における道徳教育の推進 ・道徳教育推進教師連絡協議会（12月）開催	・道徳教育の全体計画提出（R6.3月末） ・道徳教育推進教師連絡協議会開催準備	333

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
			人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任連絡協議会を、小・中・高・特支の合同で、県内5会場にて地区別で実施する。研究指定校の取組についての情報提供や、人権教育主任の経験年数や校種を考慮した研修内容を計画し、取組の推進を図る。 ・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知し、学校における取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的・計画的な人権教育の推進 ・人権教育主任対象の連絡協議会地区別研修を実施（5・6月） ・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集の活用と授業実践を周知 	（成果） <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の具体的な取組等について研修を実施し、人権教育主任の知的理解を図ることができた。 ・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知を行い、その活用を含めた授業実践について働きかけを行うことができた。 ・人権教育指導資料（学校教育編）Let's feel じんけん（H30年改定版）、実践・指導事例集を校内研修や授業等で活用している学校の割合 小：77.0%、中：65.3%、高：40.0%、特：46.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任連絡協議会を、高校・特別支援学校は集合で、小・中学校は地区別で実施する。研究指定校の研究報告や実践交流等を通して組織的・計画的な人権教育の推進を図るとともに、人権課題に関する授業研究と授業実践の充実に繋がる研修事例を提供する。 ・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知し、学校における取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的・計画的な人権教育の推進 ・人権教育主任対象の連絡協議会地区別研修を実施（5月） ・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集の活用と授業実践を周知 	585

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
		(イ) いのちの教育プロジェクト	保健体育課	<p>○性に関する指導の手引きを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の推進校での成果と課題を参考として冊子及び教材を改訂 活用について周知 体育主任・養護教諭・校長等 推進校における実践（県立3校） 安芸高等学校 清水高等学校 高知若草特別支援学校子鹿園分校 養護教諭及び保健主事に対する研修 学校保健推進研修会、健康教育推進研修会 活用状況調査 <p>○性教育推進協議会（年2回予定）</p> <p>委員：高知県産婦人科医会 高知県看護協会 高知大学医学部看護学科 高知県立大学看護学部 等</p> <p>○性に関する指導外部講師派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師用教材を活用した指導の実施 随時募集 	<p>○性に関する指導の手引きを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 冊子及び教材を改訂し、各学校及び養護教諭並びに保健体育科教諭等に配布（5/31） 活用について周知（5/27） 体育主任・養護教諭・校長等 推進校での外部講師による講演会の実施 清水高等学校（5/26） 安芸高等学校（7/8） 高知若草特別支援学校子鹿園分校（11/24） 養護教諭及び保健主事に対する研修 学校保健推進研修会及び健康教育推進研修会（7/4） 活用状況調査（1月、活用率94.6%） <p>○第1回性教育推進協議会の実施（8/8、2/10）</p> <p>○性に関する指導外部講師派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次募集の実施（6/6） 48校（56回）派遣 	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会での講演及びグループ協議を通して、各学校の実態に応じてどのような性に関する指導を展開していくことができるのかを考え、学校保健計画に位置付けることができた。 性教育推進協議会を開催し、外部講師と連携した効果的な性に関する指導の実施方法や内容について、様々な視点から検討することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校保健計画に基づいた各学校での実践及び取組の推進 今年度の外部講師派遣事業の成果と課題を踏まえた、より効果的な指導の実施 	<p>○性に関する指導の手引きを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 手引きの活用と生命（いのち）の安全教育の推進について周知 体育主任・養護教諭・校長等 特別支援教育における性に関する指導をテーマとした研修会の開催 活用状況調査 <p>○性教育推進協議会（年2回予定）</p> <p>委員：高知県産婦人科医会 高知県看護協会 高知大学医学部看護学科 高知県立大学看護学部 等</p> <p>○性に関する指導外部講師派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師用教材を活用した指導の実施 随時募集 	<p>○性に関する指導の手引きを活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 手引きの活用と生命（いのち）の安全教育の推進について周知（4/25） 体育主任・養護教諭・校長等 <p>○性に関する指導外部講師派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師用教材を活用した指導の実施（5月末時点の申込み：58校66回） 随時募集 	2,062
		(ウ) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施等	警察	<p>・「命の大切さを学ぶ教室」の開催</p>	<p>・命の大切さを学ぶ教室</p> <p>交通事故被害者遺族 参加者数：718人 （中学校2校、高校4校）</p> <p>警察職員 参加者数：87人 （高校2校）</p>	<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講者が書いた作文や感想文の内容から、多くが犯罪被害者等への理解を深め、命やルールを守ることの大切さについて深く考える機会になったと認めた。 	<p>・「命の大切さを学ぶ教室」の開催</p>	<p>・命の大切さを学ぶ教室</p> <p>交通事故被害者遺族 中学校1校（70人） 警察職員 高校1校（20人）</p>	205
エ 二次被害の防止の促進	(ア) 二次被害の防止に関する理解の促進	県民生活課	<p>・二次被害の防止に関する意識の醸成を図れるよう広報・啓発（ポスター作成）</p> <p>・人権啓発研修事業の一環として「ポスタージャック」で周知（下半期）</p> <p>・メールマガジン発行、SNS等各種広報媒体による広報</p>	<p>・二次被害の防止に関するポスター作成（10月完成）</p> <p>・「ポスタージャック」で、コーラルコールと二次被害の防止について周知</p> <p>・二次被害防止についてのメールマガジン発行（10月）</p> <p>・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示</p>	<p>（成果）</p> <p>県民に対して「犯罪被害に伴う二次被害の防止」についての周知ができた。</p>	<p>・人権啓発研修事業の一環として「ポスタージャック」で周知（上半期・下半期）</p> <p>・メールマガジン発行、SNS等各種広報媒体による広報</p> <p>・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示</p>	実績なし		
			(イ) インターネット上の誹謗中傷等への対応	県民生活課	<p>・二次被害について周知するためのポスターを作成し関係機関への配布・掲示</p> <p>・メールマガジンのHP掲載、SNS等各種広報媒体による広報（10月）</p> <p>・法務局等関係機関との連携</p>	<p>・二次被害の防止についてのポスター配布・掲示（11月）</p> <p>・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示</p> <p>・二次被害防止についてのメールマガジン発行（10月）</p> <p>・相談実績：0件</p>	<p>（成果）</p> <p>支援機関、県民に対して「犯罪被害に伴う二次被害の防止」についての周知ができた。</p>	<p>・メールマガジンのHP掲載、SNS等各種広報媒体による広報（10月）</p> <p>・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示</p> <p>・法務局等関係機関との連携</p>	実績なし
			(ウ) 二次被害を防止するための対応	警察	<p>・被害者のニーズに応じ、関係機関と連携した適切な対応の推進</p>	<p>・犯罪被害者支援専科における職員への教養の実施</p> <p>・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会等で県やこうち被害者支援センター、検察庁、弁護士会等の関係機関との意見交換等</p>	<p>（成果）</p> <p>・専科教養において二次被害防止を含めた被害者対応要領について、ロールプレイング方式により指導し、職員の技能向上を図った。</p>	<p>・職員の対応技能向上</p> <p>・関係機関・団体との連携強化</p>	<p>・協力会員に対する資料配付、関係機関が主催する会議等における情報共有</p>

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
			県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 被害直後に弁護士による相談を受けられるよう、無料法律相談の実施（高知弁護士会との協定）（※こうち被害者支援センターへ委託） 無料法律相談について、県HP、チラシ、SNS等各種広報媒体により周知 	<ul style="list-style-type: none"> 相談実績 1件 【法律相談の広報・周知】 コンビニ等へチラシ配布：2,250部 市町村へチラシ配布：2,220部 ラジオ広報2回（8/4、8/6） 	<ul style="list-style-type: none"> （課題） 継続的な無料法律相談についての広報・周知 	<ul style="list-style-type: none"> 被害直後に弁護士による相談を受けられるよう、無料法律相談の実施（高知弁護士会との協定）（※こうち被害者支援センターへ委託） 無料法律相談について、県HP、チラシ、SNS等各種広報媒体により周知 	実績なし	265

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度			
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）	
(2) 人材の育成	ア 関係団体に対する研修の充実等	(ア) 市町村職員に対する研修	県民生活課	・犯罪被害者等支援担当ブロック別課長会（5月） ・犯罪被害者等支援担当者研修会（9月） ※R4.3に改訂したハンドブックを利用し実践的な研修の実施予定	・市町村担当課長会を県内3ブロックで開催（5/24、5/31、6/1） ※ハンドブック活用 ・市町村担当者会を開催（9/1） 想定事例を利用し、窓口対応のロールプレイ等実施	（成果） ・県の取組や様々な支援制度について市町村職員に周知ができた。 ・日頃犯罪被害者の方と接する機会が少ない市町村職員に対して、改正したハンドブックを利用し、実践的な研修を実施することができた。	・犯罪被害者等支援担当課長会（6月） ・犯罪被害者等支援担当者研修会（7月） ※課長会では、被害者遺族による講演会を実施 ※担当者会では、R4.3に改訂したハンドブックを利用し実践的な研修の実施予定 ・内閣府・警察庁等国の研修の情報提供	実績なし	109	
		(イ) 性暴力被害者支援に関する研修	県民生活課	・性犯罪・性暴力被害者支援機関従事者向け研修（10～11月） ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）の受講及び市町村への周知	・性犯罪・性暴力被害者等支援機関従事者向け研修（R5.2、オンデマンド配信） 受講者：34名 ・性暴力・配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）の市町村への周知	（課題） ・性犯罪・性暴力被害者等支援機関従事者研修の対象者の拡大を目指した企画。 ・効率的かつ効果的な研修開催方法の検討。	・性犯罪・性暴力被害者支援機関従事者向け研修（11/11） 講師：武蔵野大学、小西聖子教授 テーマ：精神科における性犯罪等被害者支援について ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）の受講及び市町村等関係機関への周知	・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）の周知（市町村、高知弁護士会、高知県産婦人科医会）	397	
		(ウ) 民間支援団体が行う人材養成研修に対する支援	県民生活課	・民間支援団体の養成講座の関係機関への周知 ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）について案内	・民間支援団体の支援員の養成講座について県内市町村担当課及び関係機関への周知（5/9） ・市町村担当課長会にて周知（5/24、5/31、6/1） →受講者17名（行政職員11名）	（成果） ・昨年より養成講座参加人数が増加した。 （昨年受講者5名（行政職員3名））	・民間支援団体の養成講座の関係機関への周知 ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）について案内	・民間支援団体の支援員の養成講座について県内市町村担当課及び関係機関への周知（5/2） ・市町村担当課長会にて周知（6/2）		
		(エ) 民生委員・児童委員に対する研修	地域福祉政策課	○新任研修 ・1年目研修：7箇所 ・2年目研修：1箇所 ・3年目研修：1箇所 ○中堅研修 ・2箇所 ○会長研修 ・2箇所	○新任研修 ・1年目研修：7箇所（373名） ・2年目研修：1箇所（36名） ・3年目研修：1箇所（42名） ○中堅研修 ・2箇所（77名） ○会長研修 ・2箇所（115名）	（成果） ・民生委員の様々な研修を通じて、犯罪被害者等からの相談対応等への資質向上につながった。 （課題） ・民生委員の担い手確保	○新任研修 ・1年目研修：7箇所 ・2年目研修：1箇所 ・3年目研修：1箇所 ○中堅研修 ・2箇所 ○会長研修 ・2箇所	（5月末時点取組実績なし）	2,606	
イ 職員等に対する研修の充実等	(ア) 高齢者虐待防止等のための研修の充実	長寿社会課	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターにおいて通報・相談対応を行う。 ・高齢者に対する虐待への対応力向上を目的に、高齢者福祉施設等職員や虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員、市町村に対する研修の充実・強化。	・高知県高齢者・障害者権利センター相談実績 一般相談199件 法律相談7件 ・市町村職員高齢者虐待防止研修会（5/18）95名参加（会場19名＋オンライン76名） ・居宅系サービス事業所・市町村行政向け高齢者虐待防止・権利擁護研修（8/19）230名参加（115事業所・166名 26行政・64名） ・養介護施設従事者等高齢者虐待防止・権利擁護研修（9/30）50事業所・81名	（成果） ・高知県高齢者・障害者権利擁護センターにおいて、住民からの相談に対応するとともに、包括支援センターや弁護士などにつなぎ、適切な支援を行った。 ・各研修を開催することにより、市町村職員及び養介護施設従事者等職員の対応力強化が図られた。 （課題） 研修未受講事業所への対策	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターにおいて、通報・相談対応を行う。 ・高齢者に対する虐待への対応力向上を目的に、高齢者福祉施設等職員や虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員、市町村に対する研修の充実・強化。	・高知県高齢者・障害者権利擁護センター相談実績 一般相談70件、法律相談10件	12,226		

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
		(イ) 障害者虐待防止等のための体制の充実	障害福祉課	地域共生社会の推進に向けて、どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制整備を目指し、障害者や高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取り組みを行うため、高知県社会福祉協議会への委託により、高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、相談対応や研修を実施する。	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数：60件 ・虐待防止・権利擁護研修の開催 【施設従事者等対象】 施設長・管理者研修（8/30）受講者95名 リーダー職員研修（11/30）受講者132名 中堅職員研修（2/28）受講者93名 【行政職員対象】 市町村行政職員等研修（5/17）受講者33名	(成果) ・研修を通じて障害者虐待の防止や適切な対応等についての知識と理解を深めた (課題) ・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談窓口の周知と相談員の対応スキルの向上 ・施設従事者等の権利擁護に関する意識の向上と虐待防止の徹底 ・各施設が組織として権利擁護・虐待防止に取り組む体制の構築 ・市町村における相談対応及び虐待通報への対応力の向上と体制強化	地域共生社会の推進に向けて、どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制整備を目指し、障害者や高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取り組みを行うため、高知県社会福祉協議会への委託により、高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、相談対応や研修を実施する。	・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数：11件	7,221
		(ウ) 児童虐待防止等のための体制の充実	子ども家庭課	・児童福祉司任用前講習会開催（6/2～6/15）6名参加予定	・児童福祉司任用前講習会開催（6/2～6/15）6名参加	(課題) ・市町村の児童福祉担当職員等のスキル向上のためにも研修参加の促進が必要。 (成果) ・市町村職員等の専門性の向上が図られている。	・児童福祉司任用前講習会開催（6/1～6/14）10名参加予定	(5月末時点取組実績なし)	150
		(エ) 学校における犯罪被害者等の権利課題も含めた人権教育の推進（再掲）	人権教育・児童生徒課	・個別の人権課題についての校内研修及び授業研究について市町村教育委員会や県立学校を中心に働きかけ、計画的に支援を行う。	◆講師派遣 ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請（5月） ・校内研修への講師の派遣（9月末：18回）	(成果) ・研修内容を工夫し、教員の知的理解に留まらず、授業実践に繋がる研修を行うことができた。 (課題) ・講師要請の少ない市町村への働きかけの実施	・個別の人権課題についての校内研修及び授業研究について市町村教育委員会や県立学校を中心に働きかけ、計画的に支援を行う。	◆講師派遣 ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請（5月）	90
	ウ 指定被害者支援要員制度の活用	(ア) 指定被害者支援要員制度の活用	警察	・指定被害者支援要員に対する実践的な教養の実施	・指定被害者支援要員103人（女性33人）を指定、31件で運用 ・性犯罪捜査専科の部外講師による講義の受講及び研修会の実施	(成果) ・犯罪被害者支援専科修了生を支援要員に追加指定し、体制の充実を図った。	・指定被害者支援要員制度の適切な運用 ・指定被害者支援要員の対応能力向上	・指定被害者支援要員100人（うち女性32人）を指定、19件で運用	
	エ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	(ア) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察	・各種専科教養等における教養の実施	・県下交通課長会議、刑事課長会議等の幹部職員に向けた教養を実施 ・犯罪被害者支援専科の実施（6/27～7/1） ・各種専科・任用科教養における職員への教養の教養	(成果) ・幹部職員や捜査担当者等に対する教養を実施した。 ・犯罪被害者支援専科では、ロールプレイング方式による演習を行うなど実践的な教養を行った。	・被害者支援に従事する職員に対する教養や研修の充実化	・一般職初任科での教養の実施（4/19）	

「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に係る支援施策の取組状況

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和4年度			令和5年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(3) 民間支援団体に対する支援	ア 民間支援団体に対する支援の充実	(ア) 民間支援団体に対する支援の充実	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち被害者支援センター」に、「性暴力被害者支援センター運営業務」を委託 人材育成・確保に関する事業等への支援 広報啓発の支援 	【相談実績等】 <ul style="list-style-type: none"> 電話相談 279件 面接相談 67件 その他 37件 直接的支援 290件 カウンセリング 10件 医療費助成 5件 (再掲) 	(成果) ・電話、面接相談、直接的支援等各手段で被害者等の支援ができた。 ・R4～新たに追加した性感染症検査費用(C型肝炎)の助成実績あり。 ・1人あたりの無料カウンセリング回数を増加し、支援の充実につながった。 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち被害者支援センター」に、「性暴力被害者支援センター運営業務」を委託 人材育成・確保に関する事業等への支援 民間支援団体への財政的支援 医療費、法律相談費用の拡充 カウンセリングの充実(対象を被害者家族まで拡大) 広報啓発の支援 	【相談実績等】 <ul style="list-style-type: none"> 電話相談 69件 面接相談 11件 その他 12件 直接的支援 60件 カウンセリング 1件 医療費助成 0件 ・教育委員会と連携し、県内中学校、高等学校、特別支援学校全てに、窓口ステッカーを配布	7,286
				<ul style="list-style-type: none"> 「こうち被害者支援センター」に「犯罪被害者等支援推進事業」を委託(県制度(犯罪被害者等支援事業費補助金)の申請補助や支援関係機関との連携及び支援コーディネート) 民間支援団体への財政的支援 広報啓発の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 県制度の案件相談(電話)15件(面接)7件(4人) 申請件数 3件(2人) 交付件数 3件(2人) 調整会議:6回 市町村担当課長会、担当者会資料作成 市町村担当者会のロールプレイング研修のコーディネーター 指針、県制度等の広報・周知 	(成果) ・県制度の交付件数3件 ・市町村担当者会で実践的なロールプレイング研修を実施した。 (課題) ・指針や県制度の継続的な広報周知 ・ケースによって柔軟な対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> 「こうち被害者支援センター」に「犯罪被害者等支援推進事業」を委託(県制度(犯罪被害者等支援事業費補助金)の申請補助や支援関係機関との連携及び支援コーディネート) 民間支援団体への財政的支援 広報啓発の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 県制度の案件相談(電話)1件(1人)(面接)0件 申請件数 1件(1人) 交付件数 1件(1人) 調整会議:1回 市町村担当課長会の資料作成 指針、県制度等の広報、周知 	3,596
			警察	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政基盤の確立に向けた支援 研修への講師の派遣 関係機関と連携した効果的な広報活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「社会貢献型自動販売機」による寄附 「犯罪被害者週間講演会」の後援 養成講座(7/5)、継続研修(10/4)に職員を講師として派遣 	(成果) ・こうち被害者支援センターへの寄附の他、講演会等の開催を支援した。 ・民間支援団体の支援員や相談員に対する教養を実施する等、連携強化に努めた。	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体との連携強化 民間支援団体における研修会等への講師派遣 財政的基盤の充実に向けた各種支援 	<ul style="list-style-type: none"> 「社会貢献型自動販売機」による寄附 	